

成田市立図書館ホームページ管理システム調達及び更新業務に係る 公募型プロポーザル実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、成田市立図書館（以下「図書館」という。）のホームページ管理システム調達及び更新について、公募型プロポーザル方式による事業者の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象業務）

第 2 条 対象業務は、成田市立図書館ホームページ管理システム調達及び更新業務に係る公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に記載するとおりとする。

（選定委員会）

第 3 条 事業者の選定事務を行うため、図書館に成田市立図書館ホームページ管理システム調達及び更新事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会に必要な事項は、別途、成田市立図書館ホームページ管理システム調達及び更新事業者選定委員会設置要綱で定める。

（参加資格）

第 4 条 プロポーザルに参加する者は、募集要項に記載する要件を満たす者とする。

（参加申込）

第 5 条 この要綱によるプロポーザルに参加する者は、募集要項に基づき参加申請書を提出しなければならない。

（審査）

第 6 条 選定委員会は、提案書が提出されたときは、参加資格を審査した上で、成田市立図書館ホームページ管理システム調達及び更新業務に係る公募型プロポーザル審査要領に基づき、第一次審査基準に基づく審査を行い、第二次審査進出者を決定する。なお、第二次審査進出者は 5 者までとし、提案者が 5 者に満たない場合には、第一次審査を実施した上で、全提案者を第二次審査に進出させることとする。

（優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定）

第 7 条 選定委員会は、第一次審査と第二次審査の評価得点を合計して評価順位を決定する。評価順位が第一位の者を優先交渉権者に決定し、順次、以下の交渉権者の順位を決定し、その旨を通知する。ただし、評価合計得点が満点の 6 割に満たない点数である場合、当該企画提案の提案者を優先交渉権者として決定しない。

2 前項の決定通知を受けた者は、その受けた日から 5 日以内に承諾届または辞退届のいずれかを選定委員会に届出なければならない。

(受注予定者の決定)

第 8 条 選定委員会は、承諾届を出した優先交渉権者を教育長に報告しなければならない。

2 教育長は、前項の報告を受け、受注予定者を決定し通知する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、成田市立図書館ホームページ管理システム調達及び更新業務に係る公募型プロポーザルの実施について必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 23 日から施行し、業務に係る契約の完了日をもってその効力を失う。